

台東区立障害者グループホームこじま 指定管理者候補者公募 質問に対する回答

項番	該当資料 (該当箇所)	質問事項	質問内容	回答
1	公募要項 P7-8	指定管理料について	本施設では、支援区分5・6の障害者の受入れが想定されており、利用者の安全確保及びサービスの質を維持するためには、利用者の障害特性に応じた適切な人員配置が必要であると考えております。 そのため、応募法人が提案する人員配置及び運営体制を踏まえて指定管理料が積算されるものと理解しておりますが、その認識でよろしいでしょうか。 また、指定管理料について、あらかじめ想定されている予算額又は上限額がありましたらご教示ください。	指定管理料については、ご認識のとおりです。想定している支援区分5、6の重度障害者の受入れに必要な適切な人員配置及び運営体制をご提案いただき、それを踏まえて収支計画を作成してください。 また、指定管理料については、想定の前算上限額はありません。
2	公募要項 P3	開設準備及び職員採用について	令和9年1月以降に開設準備に関する協定を締結し、令和10年10月から指定管理開始となる予定ですが、開設準備期間における職員採用、研修、利用者との事前面談及び運営準備については、指定管理者候補者決定後から実施することを想定してよろしいでしょうか。 また、開設準備に要する経費について、区としての考え方がありましたらご教示ください。	開設準備については、ご認識のとおり指定管理者候補者決定後から運営開始までの間に実施していただくことを想定しています。開設準備として、主なものとしては、人材確保・育成、利用者募集・選定（区と連携）、運営準備（指定申請や備品の予算要求等）（区と連携）などを想定しています。 また、開設準備に要する経費としては、例えば、人材確保に要する経費など指定管理者候補者決定後に区と候補者が協議して決定する予定です。なお、協議の参考とするため、自治体に支援を求める経費がある場合は、その内容及び概算額を事業計画書に記載してください。ただし、記載された経費の支援を確約するものではありません。
3	公募要項 P7-8	入居予定者について	本施設では、入居者調整会議において入居者を決定することとなっております。 そのため、適切な人員配置及び運営収支を検討する上で、区が想定している入居後の生活モデルがありましたらご教示ください。 例えば、生活介護等の日中活動サービスの利用を基本とすることを想定しているのか、日中をグループホーム内で過ごす利用者也想定しているのか、また、医療的ケアを必要とする利用者の受入れを想定しているのか等について、ご教示いただけますと幸いです。	想定している入居後の生活モデルとしては、下記のとおりです。 ・生活介護等の日中サービスの利用を基本としています。 ・日中に体調不良や病院同行にも対応できるよう、日中も職員が常駐している体制を想定しています。 ・開所後、高齢化が進むにつれ、日中をグループホームで過ごされる利用者の増加を想定しています。 ・「医療的ケア児支援法」の改正法を受け、医療的ケアが必要な方が申し込まれた場合、受入れ対象として想定します。
4	公募要項 P7-8	入居予定者について	身体障害との重複障害者4名について、医療的ケアを必要とする利用者の受入れを想定している場合は、想定される医療的ケアの内容（例：胃ろう、喀痰吸引、バルーン等）及び、区として想定している医療提供体制（訪問看護の活用等）がありましたらご教示ください。	・「医療的ケア児支援法」の改正法を受け、医療的ケアが必要な方が申し込まれた場合、受入れ対象として想定します。 ・受入可能な医療的ケアの内容及び医療提供体制をご提案ください。
5	公募要項 P7-8	開設時の入居について	開設当初から満床での運営開始を想定しているのでしょうか。 あるいは段階的な入居を想定している場合は、その考え方についてご教示ください。	開所当初から満床での運営開始として、計画してください。 なお、指定管理者候補者決定後の区との協議により、安全な施設運営のため、数か月間程度の段階的な入居は可能と考えています。

台東区立障害者グループホームこじま 指定管理者候補者公募 質問に対する回答

項番	該当資料 (該当箇所)	質問事項	質問内容	回答
6	一	公契約条例及び人件費の積算について	本事業に係る指定管理協定は、東京都台東区公契約条例に定める特定公契約の対象となり、当該業務に従事する職員について、各年度の労働報酬下限額が適用されるものと理解しておりますが、その認識でよろしいでしょうか。 また、応募時の収支計画における人件費については、現行の労働報酬下限額を基礎としつつ、指定管理開始時及び指定期間中の改定を見込んで積算する必要があると考えております。 区として、収支計画の作成に当たり基準とすべき労働報酬下限額、賃金上昇率その他の積算上の考え方がありましたら、ご教示ください。 併せて、指定期間中に労働報酬下限額が改定された場合、これに伴う人件費の増加について、指定管理料の算定又は見直しに反映する仕組みがあるか、ご教示ください。	本事業に係る指定管理協定は、東京都台東区公契約条例の対象となり、当該業務に従事する職員について、各年度の労働報酬下限額が適用されます。 労働報酬下限額は、毎年審議会の答申を経て決定するので次年度以降の金額は未定になります。収支計画の作成にあたっては、現在（令和8年度）の労働報酬下限額である1,501円を基礎としつつ、直近の労働報酬下限額の上昇率を勘案し、想定で積算いただきますようお願いいたします。 指定管理期間中に労働報酬下限額が変更された場合は、改めて予算措置を行いますので、見積書提出時点での労働報酬下限額をもとに指定管理料を積算していただくようお願いいたします。
7	一	項番6に付帯することとして	本施設は既存の障害者グループホームとの一体的な運営も想定しておりますが、公契約条例の適用対象となる本施設と対象外となる既存事業所との間で、人件費水準に差が生じることが想定されます。 安定的な人材確保及び法人内における処遇の均衡を図る観点から、このような状況に対する区のお考えがありましたらご教示ください。	労働報酬下限額が適用されるのは指定管理施設に限定されております。対象外施設については、最低賃金法に基づく地域別最低賃金が適用されます。
8	公募要項 P10	統括防火管理者について	統括防火管理者について、対象範囲を教えてください。都営住宅部分も対象となり得る可能性があるのか。	統括防火管理の範囲は、調整中ですが、都営住宅部分が対象となることはなく、区有施設部分のみを想定しています。
9	公募要項 P20	面接の審査方式について	面接審査はプレゼン方式か？ヒアリング方式か？また、パワポ等で資料を作り説明する形となるのか？	・10月26日（月）に予定している面接審査は、プレゼン15分、質疑応答15分の計30分を予定しています。（集合時間は別途個別にご連絡します。） ・プレゼンに別途パワーポイントデータを使われる場合は、9月30日（水）午後5時までにデータをご提出ください。※プレゼンデータは、申請書類を要約した内容にしてください。 ・パソコン、プロジェクターは区でご用意します。

【事務局 問い合わせ先】
〒110-8615
台東区東上野4-5-6 台東区役所 本庁舎2階
台東区福祉部障害福祉課 庶務担当
電 話 03-5246-1207（直通）